

## 25 現金預金

税理士法人UAP・税理士 吉田 暁弘

現金預金は相続税の調査において例年もっとも申告漏れが多い財産に挙げられる。その理由は、日本人の所有する財産に現金預金の占める割合が多いからであることはもちろんであるが、現金は移動の形跡を追うことが難しく、預貯金は他人名義の口座に移しておけばわからないであろうという安易な考えによ

り、申告漏れが生じているということもある。当然、税務調査においても現金預金の動きは被相続人関係者を含めて念入りにチェックされる。本編では、現金預金の相続、贈与に関して指摘を受けた事例に基づきその留意点を示すものである。

### 事例 01

#### 事実上の贈与

団体役員Aは母親XからA名義の預金口座に毎月多額の金銭の振込みを受けていた。Aはその資金を自らの団体活動に充てていたが、口座の管理は妻Bに任せ、自分は振込みの事実を知らなかったものとして贈与税の申告を行わなかったところ、Xから振込みを受けた金銭につき贈与税の決定処分を受けた。

### 問題の所在

贈与により贈与税の基礎控除額を超える財産を取得した個人は原則として納税義務があるが、本事例では贈与による金銭の取得又は贈与とみなされる経済的利益の取得があったかどうかの問題となる。

### 解説

#### ① 使用収益と贈与の成立

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる（民法549）とされており、贈与者が一方的に贈与の事実を認識しているだけでは贈与契約は成立せず、その場合贈与税の課税関係も生じない。しかしながら、無償で得た資産を自己の支配下におき、使用収益したような場合に

は、財産の取得を認識していることが推測され、贈与契約は契約書によることを要さず、合意によっても成立することから、金銭の取得が貸与によるものである等の合理的な反証がない限りは贈与事実の認定がなされ、取得した財産は贈与税の課税対象となる可能性が高い。

#### ② 金銭の貸与と経済的利益の享受

当事者の一方が、同じ金額を返還することを約して相手方から金銭を受けることによって効力が生ずる消費貸借（民法587）として金銭を取得した場合には、取得した金銭と同額の返還債務を負っていることから原則として贈与税の課税関係は生じない。しかし、特に親族間においては、金銭の貸借という形式をとりながらも、実質的には返済を要しない贈与であるというケースも想起される。相続

税法においては、民法上の贈与以外であっても贈与に類似する無償又は著しく低い価額による経済的価値の移転に対しては、利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなすというみなし贈与の規定を設け（相法9など）、贈与税の課税漏れを防いでいる。また同規定に関する通達においては、特に、夫婦、親子、祖父母と孫等の特殊関係者間で金銭の貸与が行われた場合には、事実上は贈与であっても貸与の形式をとっているかどうかについて念査を要し、無償、無利子で金銭の貸与があった場合には、経済的利益が少額であるなど課税上の弊害がない場合を除き、経済的な利益を受けたものとして取り扱う旨が述べられている（相基通9-10）。

### ③ 本件事例への適用

これを本事例に当てはめてみると、Aは贈与の事実を知らなかったといいながら、取得した預金を現に使用し、その資金の出所については、X又はBから聞くことで明らかであったことが推測される。AはXから振込みを受けた資金を自己の使用に供した段階では、取得した預金を自己の財産として完全に支配管理し自由に処分できる状態に至っており、XからAへの贈与の成立が認められるとし、

受贈を受けた預金の額につき、贈与税を納付すべきとされた。なお、仮にAが当該預金の受入れを消費貸借によるものと主張した場合であっても、消費貸借契約の締結がなく、返済も定期的に行われない、いわゆる“ある時払いの催促なし”のような形態であれば、それは資金の貸与ではなく、事実上の贈与であると認定される可能性が高いであろう。また、本事例において、Aが経常的に不特定多数の者から団体活動のための資金の提供や借入れを受けており、A、BともにXからの資金の受入れについて真に気がつかず、結果贈与が成立していないとしても、その資金を現に使用し、返済の意図も伺えないという事実があれば、無償により金銭の供与を受けたものとして、みなし贈与の規定による課税が考えられる。

### PO/NT 否認されないためのアドバイス

親族間の金銭の貸借については実質的に贈与ではないかと疑われやすいため、受贈の認識なく金銭の受入れをする場合には、親族であっても金銭消費貸借契約書を締結し、返済額、返済回数、返済期日を明確にしておく。特に金額が大きい場合には、利息の支払、定期的な返済を行い、贈与でないことを明確にしておくことが望ましい。

## 事例 02

### 海外のジョイント口座にある預金

居住者Cは資産管理能力に欠けるため通帳、印章の管理を含めすべての財産の管理を妻Dに任せていた。Dは過去に自身が相続により取得した不動産の売却収入とCの給与収入を合算した上で、ペイオフ対策として海外のY銀行にCとDを共同名義人とするジョイント口座を開設し、預金していた。Dが死亡し、相続人Cは自身が共同名義人となっているジョイント口座の預金は自分のものと考え、相続税の課税価格に算入せずに相続税の申告を行ったところ、ジョイント口座に含まれるDの財産の申告が漏れているとして否認を受け、財産を意図的に隠ぺいしたものとして重加算税が賦課された。

## 問題の所在

居住者は法施行地外にある財産の取得も含めて相続税の課税の対象となる。被相続人名義以外のいわゆる名義預金に該当するかどうかは、その預金原資の出捐者、その預金の取得経緯と被相続人との関係が問題となる。

## 解説

### ① 預金の帰属

相続又は遺贈により財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有する者は、その取得した財産の全部について相続税を課される(相法1の3一,2①)。したがって、海外にある預金が被相続人に帰属するものであれば、その財産は相続税の課税財産となる。

預金債権の帰属を判定するに当たっては、①取得原資の出捐者、②管理運用の状況、③収益の帰属者、④名義人と管理運用者との関係等を総合的に考慮して行われる。特に夫婦間においては、夫が扶養する妻の名義で保有することも珍しくなく、妻名義の預金であっても名義に囚われずに諸般の事情を考慮した上で判断する必要がある。

なお、ジョイント口座とは、日本の金融機関ではほとんど見られないが、海外の金融機関ではよく見られる口座の形態で、通常一口座一名義のところを、複数名義で一つの口座を利用することができる。ジョイント口座のメリットとして、共同名義人の一人に相続があった場合でも、口座が凍結されることなくもう一人の共同名義人が利用を続けることができる点などが挙げられる。

### ② 隠ぺい又は仮装

納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して申告書を提出していたときは、重加算税が課税される(通則法68①)。

相続税における隠ぺい、仮装行為の例示としては、「相続税及び贈与税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」において、「相続人等がその取得した課税財産について、例えば、被相続人の名義以外の名義、架空名義、無記名等であったこと若しくは遠隔地であったこと等を認識し、その状態を利用して、これを課税財産として申告していないこと」等が挙げられている。

### ③ 本件事例への適用

これを本事例に当てはめて、預金の帰属について検討すると、ジョイント口座にある預金は夫婦共同の名義であり、その原資は夫Cの給与収入と妻Dの不動産売却収入であり、その管理は専らDが行っていた。ただし、管理手続はDが行っていたものの、その引出しについてはDはCの同意を得て行っており、引き出した預金は夫婦のための支出のみで使用していた事実があったことから、Dが預金を管理していたものすべてを支配していたとは言えない。したがって、預金の帰属についてはC、Dが出捐した金額を基準に考えることが合理的であり、Dが取得した不動産の売却収入から相続開始時までに支出した生活費の2分の1を控除した金額についてはDの相続財産として相続税の課税価格に算入すべきとされた。

また、Cは相続開始後、金融機関からのステートメントを開封し、ジョイント口座にある預金の存在を認識していることが客観的に明らかであるとされ、海外という遠隔地にジョイント口座の預金がある状態を利用して、その預金を相続税の申告財産から外したことは、仮装隠ぺいであるとして重加算税の対象とする処分がされた。

### PO/NT 否認されないためのアドバイス

ジョイント口座の場合には、遺産分割協議書や遺言書への記載がなくとも、口座が凍結

されることなく使えるため申告財産から漏れがちであるので、口座の存在と預入原資、預入された預金に対する贈与の有無等について申告前によく確認しておくことが大切である。

また、海外にある預金が申告から漏れていた場合には、海外にあるという事実をもって隠ぺい行為に伴う重加算税という指摘を受けやすい。相続税の申告の際は、海外にある預

金の有無をしっかりと確認し、それでも発見できなかった預金があった場合には、過少申告の事実だけで重加算税の賦課要件が満たされる訳ではないので、過少申告の意図を外部から伺い得る特段の行為がないことをきちんと表明し、隠ぺいの事実がないことをきちんと主張することが大切である。

### 事例 03

#### 贈与の履行時期

Eは15年前、当時幼稚園児である孫Fの名義で定期預金を作成し、Fが大学に合格したらその預金をあげるとの贈与契約書を作成し、その通帳と印章をFの母Gに預けた。Fは大学に入学し、Eからもらった預金を入学金や留学費用に使用したが、F名義の通帳をもらう契約は15年前にしていたので贈与税は既に時効であると思い、申告していなかった。その2年後にEが亡くなったため、Eから取得した預金を相続税の申告財産には一切含めずに相続税の申告を行ったところ、Fが取得した定期預金につき贈与税の申告漏れを指摘され、併せて相続税の更正を受けた。

#### 問題の所在

預金の帰属は、単にその名義によらず、その名義人がその名義を有することとなった事情等も考慮した上で判断される。事例では、生前贈与と財産の加算、贈与税の課税に対する除斥期間の観点から贈与がいつ成立したかが問題となる。

#### 解説

##### ① 贈与と名義預金

事例2①で説明したとおり、預金債権の帰属を判定するに当たっては、①取得原資の出捐者、②管理運用の状況、③収益の帰属者、④名義人と管理運用者との関係等を総合的に考慮して行われる。

##### ② 贈与の効力発生と財産の取得時期

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる(民

法549)。ただし、停止条件付法律行為※は、停止条件が成就した時からその効力を生じる(民法127①)とされている。

相続税基本通達によれば、贈与による財産取得の時期は、書面による贈与の場合には契約の効力発生時、書面によらない贈与についてはその履行時(相基通1の3・1の4共-8(2))、停止条件付贈与についてはその条件が成就した時とされている(相基通1の3・1の4共-9(2))。

※ 契約の効力を、発生するか否か不確実な事実にかかわらせる特約を条件、契約の効力発生に条件がつけられた場合の条件を停止条件という(内田貴『民法I』299頁)。

##### ③ 課税権の除斥期間

贈与税についての更正、決定等の除斥期間は申告書の提出期限から6年(相法36①)であり、偽りその他不正な行為により課税を免れた場合には7年(通則法70⑤)である。

#### ④ 生前贈与加算

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続に係る被相続人からその相続開始前3年以内に贈与により取得した財産の価額は相続税の課税価格に加算され、その贈与財産につき課税された贈与税額は相続税額の計算上控除される(相法19①)。

#### ⑤ 本事例への適用

これを本事例に当てはめると、Eが贈与契約書を作成した時点において、Fは幼稚園児であるが、親権者が同意していれば贈与契約は有効に成立し得る。しかし、本事例では贈与契約には、その効力発生に大学に合格することという停止条件が付されていたため、贈与契約が成立した時点では贈与の効力が生じていない。また、通帳、印章の管理はGが行っていたが、贈与契約書に従い、通帳、印章は金庫に保管され、F、Gとも一切使用できない状況にあった。したがって贈与契約時においては、F、Gが預金を取得する原因は生じておらず、Eが作成したF名義の預金の真の帰属者は預金の出捐者であるEに依然として

帰属し、贈与税の課税関係は生じていない。Fが贈与により預金が取得できるようになるのは、停止条件が成就した時となるので、Fは大学に合格し預金を取得した時点で、その取得した預金について贈与税を納める義務が生ずる。また、Fが預金を取得してから2年後に贈与者Eが死亡したことから、FはEから取得した預金につき、相続開始前3年以内の贈与財産として他の相続財産に加算をし、同財産に対する贈与税額を控除する。なお、FがEから取得した預金に係る贈与税の申告期限から6年は経過していないため当然に贈与税について課税の時効は到来していない。

#### PO/NT 否認されないためのアドバイス

停止条件つき贈与の場合には、贈与の効力発生は停止条件の成就時になるので注意する。また、現金預金は移転が簡単であるだけに、贈与、名義預金等の因果関係を後から説明することが難しい。したがって、贈与契約書の作成や、預金口座を通して資金の動きを明らかにする、通帳、印章の管理を真の権利者がきちんと行うようにする等が大切である。

#### 事例 04

#### 定期贈与

Hは、贈与税の基礎控除額が110万円であることから、毎年110万円を海外在住の子I他4名(アメリカ国籍のみ有する)の外資系金融機関東京支店の預金口座に定期的に贈与していたが、贈与契約書は作成していなかった。Iが110万円の贈与を受け始めて5年後に、その110万円に加えて都内にある土地の贈与を受けたことから贈与税の申告書を提出したところ、110万円の贈与については定期金に関する権利の贈与に該当するものとして5年前に遡り贈与税が課税された。

#### 問題の所在

暦年課税による贈与については1年間に実際に取得した財産が課税対象となるが、本事例では、取得した財産が定期金に関する権利に該当するかどうかの問題となる。

#### 解説

##### ① 贈与税の課税

日本国籍を有しない非居住者であっても、日本国内にある財産を取得した場合には贈与税が課税される(相法1の4三)。なお、金融機関に対する預金については、預金の受入

れをした営業所又は事業所の所在により法施行地に所在するかどうか判断される（相法10①四）。

## ② 贈与税の課税価格

贈与税の課税価格はその年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額となる（相法21の2②）。贈与された財産が預貯金である場合には、預貯金の価額は課税時期の預入高となるが（評基通203）、定期金に関する権利として評価された場合には有期定期金、無期定期金、終身定期金の区分に応じ、平成23年4月1日以降は次の①から③のいずれか多い金額が課税対象となる（相法24）。

- ① その契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その契約に関する権利を取得した時においてその一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべきその一時金の金額
- ③ その契約に関する権利を取得した時における、その契約に基づき給付を受けべき一定の金額の1年当たりの平均額に、その契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額（無期定期金については予定利率で除して得た金額）

## ③ 本事例への適用

これを本事例に当てはめると、Iは日本国籍を有しない制限納税義務者に該当するが、Hから贈与により取得した預金は営業所が東京にあるため国内財産として贈与税の課税対象となる。贈与契約書を締結しておらず、H

からI等への贈与が毎年一定の金額を一定期間に渡って贈与する定期贈与に当たるのかどうかの判断は難しいところではあるが、本事例では、合計1億1千万円ある預金を5人の子供に110万円ずつ20年に渡って贈与することを約束した内容のメモ書きが見つかったことから、定期金に関する権利と認定された。したがって、I他4名は5年前に相続税法改正前の残存期間15年超25年以下である定期金に関する権利の評価額110万円×20×40/100=880万円の贈与を受けたものとして贈与税の修正申告をすべきとされた。なお、平成23年4月1日以後の定期金に関する権利の評価は②に記載の方法へ改正されている。上記改正に伴い創設された財産評価基本通達200-6の解説によれば、親族間等における定期金給付契約で、解約返戻金の金額、一時金の金額が欠け、予定利率が明らかでないときは、基準年利率等の合理的な利率を用いた予定利率による複利年金現価率で計算することが考えられるとされている。本事例の定期金に関する権利を平成23年3月時点の7年以上の基準年利率である1.5%による複利年金現価率で計算すると110万円×17.169=1,888.59万円となり、改正前の評価額880万円と比べて大幅に上昇する結果となるので注意を要する。

### POINT 否認されないためのアドバイス

定期贈与と認定されないためには、贈与が単年度ごとに行われていることを明らかにするために、毎年、贈与契約書を作成することが望ましい。また、贈与税の申告の有無と民法上の贈与との関係性はないが、基礎控除額を超える贈与を行い贈与の事実を税務署に対して明らかにしておくことも有効である。

**【参考文献】**

- ・ 『民法Ⅰ [第四版] 総則・物権総論』内田 貴 東京大学出版会 2008年
- ・ 『民法Ⅱ 債権各論』内田 貴 東京大学出版会 2008年
- ・ 『税務疎明事典《資産税編》』平川忠雄他 ぎょうせい 2002年

(了)

**【執筆者紹介】**

吉田 暁 弘 (よしだ あきひろ)

平成13年 横浜国立大学経営学部卒業

平成19年 税理士法人UAP入所

平成22年 税理士登録

企業組織再編, 事業承継, 証券化コンサルティング等に従事

**【主要著書】**

- ・ 『詳解 信託の税務』(共著) 中央経済社